

## 保育ルーム針ヶ谷 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。なおこの書類は、「富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第5条に定められた、重要事項を説明するための文書です。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 成久会
所在地	富士見市大字水子字西松原 6573-8
電話番号	049-268-5558
代表者氏名	理事長 中川直隆

### 2 利用施設

施設の種類	小規模保育園
施設の名称	保育ルーム針ヶ谷
施設の所在地	富士見市針ヶ谷 2-1-24
連絡先	電話番号 049-257-5733 FAX 049-257-5732
管理者	理事長 中川直隆
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする2歳児まで
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童 12人 満1歳未満の児童 3人
開設年月日	平成29年4月1日

### 3 施設の目的・運営方針

保育ルーム針ヶ谷（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	100.35 m <sup>2</sup>
園舎	構造	木造2階建
	延べ面積	106.82 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	沐浴室 1

#### 5 職員の配置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1		1	針ヶ谷保育園兼務
主任保育士	1	1		
副主任保育士	1	1		
保育士	3	2	1	
看護師	1	1		
保育補助	1	1		

##### <各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：00～16：00）針ヶ谷保育園勤務時間
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち実働8時間
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち実働8時間
保育士(非常勤)	7：30～18：30のうち契約時間
看護師	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち実働8時間
保育補助(常勤)	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち実働8時間

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

#### 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

#### 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

##### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場

合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他通勤時間等の保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

## (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他通勤時間等の保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労時間その他通勤時間等のやむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9:30～9:50	11:00～11:45	15:15～15:45	
1歳児	9:30～9:50	11:00～11:45	15:15～15:45	
2歳児	9:30～9:50	11:00～11:45	15:15～15:45	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

## 9 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が3歳児になったとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科、小児科

医療機関の名称	中川内科小児科医院
医 院 長 名	中川 勝
所 在 地	富士見市西みずほ台 1-20-6 みずほ台ビル 2F
電 話 番 号	049-254-1545

### (2) 歯科

医療機関の名称	エイジング歯科
医 院 長 名	山田猪熊
所 在 地	川越市霞ヶ関 3-2-5
電 話 番 号	049-237-4747

## 12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：	<i>園指定様式にて提出 のご依頼をします</i>
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：	<i>園指定様式にて提出 のご依頼をします</i>
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：	<i>園指定様式にて提出 のご依頼をします</i>

### 1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 主任：佐藤智美</li> <li>・ご利用時間 8：30～ 16：30</li> <li>・電話番号 049—257—5733</li> <li>F A X 049—257—5732</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	大山勝之	電話番号 048—832—5055
		役職等 税理士
	川村伸二	電話番号 048—473—6091
		役職等 有料老人ホーム マネージャー
	勝山 祥	電話番号 049—262—4015
		役職等 富士見市市議会議員

### 1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書・事業継続計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・消火器 有</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

### 1 5 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険、傷害保険（O-157等+地震補償付）
保険の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）園賠償責任保険（園に賠償責任が発生した場合）</li> <li>（イ）保育園児団体傷害保険 （園の管理下で園児がケガをした場合）</li> </ul>
保険金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）対人1名・1事故10億円まで、対物1事故1,000万円</li> <li>（イ）死亡・後遺障害635万円、入院日額3,000円、通院日額2,000円</li> </ul>

### 1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保 育 園 名：保育ルーム針ヶ谷

説明者職名：針ヶ谷保育園 園長 中川 直隆

別 表
-----

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

令和6年2月24日現在

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
紙おむつ代	保護者用意分で不足したとき	紙おむつ 50 円/枚
教材費(入園時) 【名札・帽子】	園指定のため	1,097 円 〔名札 127 円〕 〔帽子 970 円〕
園指定布団・シ ーツ代(入園時)	規格を統一しているため	7,080 円 〔敷布団 5,100 円〕 〔シーツ 1,980 円〕
コドモン IC カード	追加発行	1 枚 500 円
写真代	ハイチーズにて直接販売	

2. 時間外保育に係る利用者負担

保育認定時間外の保育については、30分まで200円、以降10分毎100円となります。

なお、公共交通機関の遅延等による止むを得ない理由によらず、午後7時を超過した場合の遅延料金は1回3,000円となります。

※ 上記費用の支出は、郵便局(ゆうちょ銀行)の口座振替をもって領収します。